

2019年10月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 僧 寿 し
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 剛
(J A S D A Q コ ー ド : 9 9 7 3)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 室 長 毛 利 謙 久
(TEL . 03-4586-1122)

証券取引等監視委員会による当社元従事者に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従事者による当社株式に係る内部者取引について、金融商品取引法（内部者取引規制）違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当該元従事者に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されましたのでお知らせいたします。

当社としてましては、当該事態が生じたことは誠に遺憾であり、当社を御支援いただいております株主様、関係者の皆様方には心よりお詫びを申し上げます。

当社は、今回の勧告を厳粛に受け止め、役員・従業員に対する内部情報管理規定の周知徹底、内部者取引防止のための研修の実施その他のコンプライアンス体制の更なる強化を行い、二度とこのような事態が生じないよう再発防止に努めてまいります。

以 上